

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

79

告 示

○東京都宝くじの発売（六件）……………

（財務局主計部公債課）…一

雑 報

○全国自治宝くじの発売（二十一件）……………

（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告 示

●東京都告示第九百三十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百六十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 四 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 五 証票金額 一枚百円
- 六 証票型式 開封式
- 七 発売期間 令和八年十月二十一日から同年十一月十七日まで

七 抽せん期日

令和八年十一月二十日

八 当せん金支払開始
期日

令和八年十一月二十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級

当せん金

当せん本数

一等

千五百万円

一本

一等の前後賞

二百五十万円

二本

一等の組違い賞

十万円

二十四本

二等

一万円

二百五十本

三等

三千円

二千五百本

四等

千円

五万本

五等

百円

二十五万本

計

三十万二千七百七十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百六十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 四 発売の数及び総額 二百万枚 四億円

四 証票金額

一枚二百円

五 証票型式

開封式

六 発売期間

令和八年十一月四日から同月二十三日まで

七 抽せん期日

令和八年十一月二十七日

八 当せん金支払開始
期日

令和八年十二月二日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級

当せん金

当せん本数

一等

三千万円

一本

一等の前後賞

千万円

二本

一等の組違い賞

十万円

十九本

二等

百万円

二十本

三等

一万円

四千本

四等

千円

二万本

五等

二百円

二十万本

実りの秋賞

二万円

四百本

計

二十二万四千四百四十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百六十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和八年十一月十八日から同年十二月十五日まで

七 抽せん期日 令和八年十二月十八日

八 当せん金支払開始期日 令和八年十二月二十三日

九 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 三十万円 五十本

三等 三万円 五百本

四等 五千円 二千五百本

五等 千円 二万五千本

六等 百円 二十五万本

計 二十七万八千七十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百六十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年十二月二日から同月二十二日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年十二月二日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五十万円 八十本

三等 一万円 四百本

四等 二千円 六千本

五等 二百円 二十四万本

計 二十四万六千四百八十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百四十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百七十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年十二月十六日から令和九年一月十二日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年十二月十六日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五十万円 八十本

三等 一万円 三千二百本

四等 二千円 八千本

五等 二百円 八万本

計 九万一千二百八十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

3 令和8年8月31日（月曜日）		東 京 都 公 報		(増刊 79)	
●東京都告示第九百四十一号 当せん金付証券を次のとおり発売する。 令和八年八月三十一日 東京都知事 小 池 百合子 一名称 第二千六百七十一回東京都宝くじ 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号 三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円 四 証券金額 一枚二百円 五 証券型式 開封式 六 発売期間 令和八年十二月二十六日から令和九年一月十九日まで 七 抽せん期日 令和九年一月二十二日 八 当せん金支払開始 令和九年一月二十七日 期日 九 当せん金の額及び当せんの数 等 級 当せん金 当せん本数 一等 一億五千万円 一本 一等の前後賞 二千五百万円 二本 一等の組違い賞 十万円 五十九本 二等 百万円 百二十本 三等 三千万円 六千本 四等 千万円 六万本 五等 二百万円 六十万本		お年玉賞 二万円 千二百本 計 六十六万七千三百八十二本 備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。 十 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。		しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。	
		雑 報			

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二百二十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和八年十月十四日から同年十一月十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年十月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	当せん金	百万円 五十五本
二等	当せん金	五万円 五百五十本
三等	当せん金	一万円 二千七百五十本
四等	当せん金	二千元 五十五万本
五等	当せん金	二百円 六十万五千六百五本

計

六十万五千六百五本

- 九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二百三十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千万枚 二十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和八年十月十七日から同年十一月三日まで
七	抽せん期日	令和八年十一月六日
八	当せん金支払開始期日	令和八年十一月十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	当せん金	三千万円 二本
一等の後賞	当せん金	千万円 四本
一等の組違い賞	当せん金	十万円 百九十八本
二等	当せん金	百万円 百本
三等	当せん金	一万円 三万本
四等	当せん金	千円 十万本
五等	当せん金	二百円 百万本
特別賞	当せん金	二万円 四千本

計

百十三万四千三百四本

- 十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三百三十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 八億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年十月二十一日から同年十一月十七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年十月二十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級		
一 等	十万円	二百四十本
二 等	五百円	八万本
三 等	百円	三百二十万本
計		三百二十八万二千四十本
九	注意事項	
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	
(二)	証券は、転売できない。	

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三百三十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 七億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年十月二十八日から同年十一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年十月二十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級		
一 等	千万円	五本
二 等	五十万円	二十本
三 等	十万円	二百二十五本
四 等	一万円	二千二百五十本
五 等	千円	九万本
六 等	三百円	五十万本
計		五十九万二千五百本
九	注意事項	
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	
(二)	証券は、転売できない。	

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三百三十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年十一月十一日から同年十二月八日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年十一月十一日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 百万円 四十二本

二等 五万円 四百二十本

三等 一万円 三万二千二百本

四等 二千元 七万本

五等 二百円 七十万本

計 八十万二千六百六十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三百三十六回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 六百五十万枚 十三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年十二月二十三日から令和九年一月十九日まで

七 当せん金支払開始期日 令和八年十二月二十三日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 五百万円 十三本

二等 五万円 千三百本

三等 一万円 五千八百五十本

四等 二千元 一万九千五百本

五等 二百円 百九十五万本

計 百九十七万六千六百六十三本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千百三十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 七億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を割り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年十二月二十六日から令和九年一月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年十二月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一	等	三千万円 五本
二	等	百万円 十五本
三	等	十万円 五十本
四	等	一万円 千本
五	等	千円 一万五千本
六	等	三百円 五十万本
計		五十一万六千七十本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千百三十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千二百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を割り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和八年十二月二十六日から令和九年一月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和八年十二月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	
一	等	五万円 四百八十本
二	等	千円 七万二千本
三	等	百円 四百八十万本
計		四百八十七万二千四百八十本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百五号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百三十一回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 三百万枚 九億円

(三億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年十月一日から同年十一月三十日まで

令和八年十月一日

四 証票金額 証票型式

五 発売期間

六 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

一等 当せん金 当せん本数

二等 二百万円 十二本

三等 五十万円 二十四本

四等 一万円 一万二千本

五等 五百円 十三万八千本

計 七十五万三十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百三十二回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 六億円

(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年十月一日から同月三十一日まで

令和八年十月一日

四 証票金額 証票型式

五 発売期間

六 当せん金支払開始期日

七 当せん金の額及び当せん金の数

八 等級

一等 当せん金 当せん本数

二等 三千万円 二本

三等 百万円 二十本

四等 一万円 二百二十本

五等 三千円 八百本

六等 二千円 千二百本

七等 千円 二千本

八等 七百元 三万本

九等 五百円 八万本

計 五十一万四千二百四十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百三十三回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百萬枚 四億円

三 発売の数及び総額 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

被封式

令和八年十月一日から同月三十一日まで

令和八年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百三十四回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十萬枚 三億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

被封式

令和八年十月一日から同月三十一日まで

令和八年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級

一等

二等

三等

四等

五等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二十三十五回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
八百万枚 八億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として八単位(八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する
場合がある。)

一枚百円

被封式

四 証票金額 令和八年十一月一日から同年十一月三十日まで
五 証票型式 令和八年十月一日

六 発売期間 令和八年十月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金

一等 三十万円

二等 十万円

三等 五万円

四等 百円

計 百九十四万五千六百四十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二十三十六回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 四億五千万円

三 発売の数及び総額 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位
(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売
総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で
増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

四 証票金額 令和八年十一月一日から同月三十日まで
五 証票型式 令和八年十一月一日

六 発売期間 令和八年十一月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級 当せん金

一等 二十万円

二等 十万円

三等 五万円

四等 三万円

五等 二万円

六等 千円

七等 七百元

八等 五百円

九等 三百円

計 三十七万五千二百二十九本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第二百三十七回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 三億円

三 発売の数及び総額
(一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和八年十一月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和八年十一月一日

八 当せん金の額及び当せん数の
当せん金 当せん本数

等 級
当せん金 当せん本数

一等 五百万円 六十本

二等 一百万円 六千本

三等 二千万円 六千本

四等 二千万円 六千本

五等 五百円 三十万本

六等 二百円 三十万本

計 三十六万三千六百六十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第二百三十八回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
百五十万枚 三億円

三 発売の数及び総額
(一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚二百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和八年十一月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和八年十一月一日

八 当せん金の額及び当せん数の
当せん金 当せん本数

等 級
当せん金 当せん本数

一等 五十万円 九十本

二等 五百円 六万本

三等 二百円 三十万本

計 三十六万九千本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百三十九回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四百万枚 二十億円

(五億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚五百円

被封式

令和八年十二月一日から令和九年一月三十一日まで
令和八年十二月一日

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数

一等	一億円	四本
二等	千万円	八本
三等	百万円	四十本
四等	五万円	三百本
五等	三万円	七百本
六等	一万円	千四百本
七等	千円	二万五千本
八等	五百円	十三万本
九等	三百円	八十万本

計 九十五万七千四百五十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二百四十回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 六億円

(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年十二月一日から同月三十一日まで
令和八年十二月一日

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数

一等	二千万円	二本
二等	百万円	三十四本
三等	一万円	二百本
四等	三千円	千本
五等	二千円	二千本
六等	千円	三千本
七等	七百元	二万本
八等	五百円	十万本
九等	三百円	四十万本

計 五十二万六千二百三十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
第二百四十一回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円
(二億円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和八年十二月一日から令和九年一月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和八年十二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級	当せん金	当せん本数
一等	七百万円	十二本
二等	五百万円	九百本
三等	一万円	三千本
四等	五千円	六千本
五等	二千円	一万二千本
六等	七百元	二万四千本
七等	五百円	四万四千本
八等	四百円	十二万本
九等	二百円	百二十万本

九 注意事項 計 百四十一万三千百十二本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

一 名称 会長 東京都知事 小池 百合子
第二百四十二回インターネット専用全国自治宝くじ
(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
(一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和八年十二月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和八年十二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等級	当せん金	当せん本数
一等	七十万円	十五本
二等	五万円	三百本
三等	一万円	千五百本
四等	二千円	六千本
五等	五百円	四万五千本
六等	二百円	三十万本

九 注意事項 計 三十五万二千八百十五本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第九百十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第二百四十三回インターネット専用全国自治宝くじ
（クイックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
四百万枚 四億円

三 発売の数及び総額
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額
一枚百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和八年十二月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和八年十二月一日

八 当せん金の額及び当せん数の
当せん本数

一等 当せん金 十万円
二等 当せん金 五万円
三等 当せん金 百円

九 注意事項
計
百二十八万二百本
（一）発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二）証券は、転売できない。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

